

第32回 市立奈良病院運営市民会議議事録

令和5年3月9日

第32回市立奈良病院運営市民会議議事録

会議の概要は次のとおりでした。

日時：令和5年3月9日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場所：はぐくみセンター（奈良市保健所・教育センター）8階 多目的講座室

出席者： 11名

座長	国分 清和	（奈良市医師会会長）
	久永 倫聖	（奈良県病院協会理事）
	島本 太香子	（奈良大学社会学部総合社会学科教授）
	松山 治幸	（松山公認会計士事務所）
	奥 進	（市民代表）
	小笹 晃子	（市民代表）
	別所 味子	（市民代表）
	中井 弘司	（奈良市社会福祉協議会副会長）
	新谷 絹代	（奈良市国民健康保険運営協議会会長）
	奥田 弓子	（奈良市PTA連合会幼稚園部会部長）
	木村 秀子	（公益社団法人認知症の人と家族の会 奈良県支部副代表）

事務局（庶務）7名

増田	健康医療部長
佐藤	健康医療部理事兼保健所長
鈴村	健康医療部理事
土田	医療政策課長
先山	医療政策課課長補佐
山本	医療政策課医療政策係長
畠山	医療政策課医療政策係員

欠席者： 1名

岩井 誠	（奈良県医師会副会長）
------	-------------

■開会

(事務局)

- ・開会宣言
- ・出席状況報告
- ・座長あいさつ
- ・議事公開 傍聴者なし

議事

- (1) 令和3年度決算等について
- (2) 市立奈良病院新改革プランの点検・評価について
- (3) 令和4年度事業進捗状況について
- (4) 市立奈良病院経営強化プランの策定について
- (5) その他

■議題1 令和3年度決算等について

(事務局)

令和3年度の奈良市病院事業全体の決算報告をさせていただきます。

決算に関する資料については、P1～5が該当いたします。1ページ目は奈良市病院事業と市立奈良病院を直接運営管理している指定管理者の決算を足し合わせた全体の決算、P2～5は足し合わせる前のそれぞれの会計の決算資料となっております。

まず、お手元の資料P1「令和3年度 奈良市病院事業会計・市立奈良病院会計収益的収支決算」をご覧ください。

この決算は、奈良市病院事業と市立奈良病院を直接運営管理している指定管理者の決算を足し合わせし、二重計上しないために市と指定管理者間で行われた内部取引分を差し引いたものとなっております。

公営企業としての経営健全性などは全体決算を基に判断するものとなり、後ほど、ご覧いただく経営強化プラン（素案）もこちらに基づいて作成しております。

表の右端の網掛けとなっている部分が全体決算となっております。

収支の決算状況でございますが、収入は、医業収益、医業外収益を合わせまして経常収益として、126億1,669万2千円の収入でした。

支出は、医業費用、医業外費用を合わせまして経常費用として、127億7,307万4千円でした。

差引で経常損失が1億5,638万2千円となり、特別損益を合わせると最終的に2億8,891万8千円の純利益となりました。

それぞれの詳細につきましては、のちほど各会計の損益計算書のところで説明させていただきます。

続いて、令和3年度の奈良市病院事業会計の決算報告をさせていただきます。

これはP1の左側の列の詳細です。

この会計は公営企業として国や県などから運営管理資金を集めたり、固定資産の管理や借入金の返済などの事務処理を主に担っている会計になります。

開院当初から指定管理制度を採用し、平成24年度より利用料金制に移行いたしましたので、病院での診療報酬などの収入のほか、医師、看護師などの人件費、薬剤費などの費用は、この病院事業会計には、含まれておりません。

なお、この決算につきましては、本年9月議会におきまして承認をいただいております。

お手元の製本されている資料「令和3年度奈良市病院事業会計決算書」をご覧ください。

まず、決算書のP2～3をご覧ください。

収益的収支の決算状況でございますが、収入は、医業収益、医業外収益、看護師養成事業収益、特別利益を合わせまして病院事業収益として23億9,693万2,747円となりました。

支出は、医業費用、医業外費用、看護師養成事業費用、特別損失を併せまして、24億4,198万7,838円となりました。それぞれの詳細につきましては、のちほど損益計算書のところで説明させていただきます。

次にP4～5をご覧ください。資本的収入及び支出についてですが、資本的収入の決算額は、1億8,425万4,747円で、内訳は他会計補助金 148万1,328円と他会計負担金及び地域医療振興協会負担金 1億8,277万3,419円でした。

資本的支出の決算額は、1億8,425万4,747円で、内訳は、建設改良費が、病院事業会計システムのリース資産購入で148万1,328円、企業債償還金として、元金償還で1億8,277万3,419円を支出しました。主に借入金返済のための資金を集め、その返済をしております。

次に資料のP2をごらんください。

平成29年度～令和3年度までの病院事業会計の損益計算書です。

表のうち令和3年度の欄をご覧ください。

1の医業収益が7,009万6千円で、2の医業費用が23億2,385万7,662円となり、差引22億5,376万1,662円の医業損失となっております。

これは、2の医業費用の経費に対応する収益が、医業外収益に多く含まれていることなどによるものでございます。

次に3の医業外収益は、21億9,623万697円で、4の看護師養成事業収益は1億1,546万7,445円で、5の医業外費用が52万7,830円、6の看護師養成事業費用1億1,574万2,646円となり、医業外収支は、21億9,542万7,666円の黒字で、経常損失としては、5,833万3,996円となりました。

赤字の理由としては固定資産に係る減価償却費（約 2.7 億円）が要因であり、現金を伴わない支出です。

次に、7 の特別利益が 1,513 万 8,605 円、8 の特別損失が 185 万 9,700 円となり、経常損失と差し引きした結果、当年度純損失は 4,505 万 5,091 円となりました。

そして、当年度純損失と前年度繰越欠損金 17 億 2,027 万 3,027 円を加えた 17 億 6,532 万 8,118 円が当年度未処理欠損金となっております。

欠損金が積みあがっているものは主に現金支出の伴わない減価償却費の累積になります、将来的には長期前受金戻入により減少していきます。

次に、収支の詳細について、ご説明します。

令和 3 年度奈良市病院事業会計決算書の P 6 をご覧ください

医業収益の内訳でございますが、他会計負担金が 7,009 万 6 千円。これは、小児医療病床や小児救急提供病院への特別交付税相当分として一般会計からの収入です。

医業費用 23 億 2,385 万 7,662 円の内訳として、給与費（医療政策課職員の給与、手当、法定福利費）1,950 万 9,161 円、経費 20 億 3,167 万 621 円、減価償却費 2 億 7,267 万 7,880 円となりました。

市立奈良病院指定管理者へ支出した運営交付金が多くを占めております。

医業外収益 21 億 9623 万 697 円の内訳ですが、

1. 受取利息 2,305 円
2. 補助金は、国・県からの補助金で 16 億 2,689 万 3000 円です。
3. 他会計補助金は、一般会計補助金といたしまして、病院事業担当職員の人件費・事務費分等として 1,950 万 9,161 円
4. 他会計負担金は、普通交付税相当分、企業償還金の利息分などで一般会計負担金としての収入で、3 億 3,128 万 3,003 円
5. 長期前受金戻入益が 2 億 1,498 万 2,560 円。これは、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にするために計上するもので、現金収入を伴わない収益です。

6. その他医業外収益は、地域医療振興協会からの負担金等その他医業外収益が、356 万 668 円で、地域医療振興協会病院事業債利子負担金などです。

看護師養成事業収益といたしまして、一般会計から普通交付税相当分の負担金や人件費の補助金、その他養成収益の授業料、入学料、入学考査料等を併せまして 1 億 1,574 万 2,646 円となっております。

医業外費用 527,830 円の内訳は、企業債の利息でございます。

看護師養成事業費用は、市の看護師養成事業担当職員の給与費や教務を委託している地域医療振興協会への委託料等で 1 億 1,546 万 7,445 円、特別利益は、長期前受金過年度未収益化分として、1,513 万 8,605 円でございます。

特別損失は、令和 2 年度より開始された看護専門学校における修学支援制度の還付金と建設仮勘定の除却損になります。

以上でございます。

P5には貸借対照表がございます。なお、貸借対照表についてはのちほどご清覧をお願いいたします。

続きまして、市立奈良病院の令和3年度決算について報告いたします。

資料P4には令和29年～令和3年度の損益計算書がございます。

令和3年度をご覧ください。

まず、1 事業収益につきましては、入院収益71億2,840万8,000円、外来診療収益36億2,130万円で、その他の収益を併せまして、合計109億4,708万2,000円が事業収益でございます。

2 事業費用につきましては、医薬品費等の材料費が、34億8,404万2,000円となっております。

材料費の比率は令和3年度31.83%で、2年度30.13%に対して1.7%の増でした。

給与費は、59億1,753万1000円で、職員数は4/1時点では減員となっており、前年度に比べて4,921万円減少しています。

人件費比率は令和3年度54.06%で、2年度55.66%に対して1.6%の減となっております。

委託費経費は、6億809万3000円となっております。

経費の内訳は、検査委託費、給食委託費、寝具委託費、清掃委託費、等です。

その他委託経費3億1,187万8000円の主な内訳としては、施設設備保守委託、廃棄物処理、警備、その他、洗濯等です。

設備関係経費は、16億7,384万円となっております。

経費の内訳は、機械賃借料、修繕費、機械保守料、減価償却費、その他となっております。

その他1億6,504万7,000円内訳としては、起債償還、固定資産税、その他車両関係です。

経費・その他は、6億8,845万8000円となっております。

これは、光熱水費、消耗品費、旅費、福利厚生費、通信費、保険料、印刷製本費本部費等です。

以上、事業費用が、合計123億7,196万4000円となっております、

差引で、14億2,488万3,000円の赤字となりました。

次に、3事業外収益は、代診収入や国からの普通交付税及び特別交付税相当分、県の補助金などで14億1,316万9000円、

4事業外費用は、借入金の支払利息分などで8,633万5000円となり、差引、経常利益が9,804万8,000円の赤字となっております。

最終的に臨時の収支を合わせて3億3,397万3000円の当期利益となりました。

P5は貸借対照表ですが、こちらはご清覧をお願いいたします。

令和3年度決算等の報告については以上でございます。

■議題2 市立奈良病院新改革プランの点検・評価について
(事務局)

6ページをご覧ください。

今回検討していただく市立奈良病院経営強化プランの前プランである市立奈良病院新改革プランの実施状況です。

このプランの期限は令和2年度までとなりますが、新型コロナ対応を優先してきた状況もあり新プラン更新を現在すすめており、令和3年度比較は参考となり、また、新型コロナにより目標設定時と状況が大きく変わっているため、当初の目標を達成できていない状況のものが多くみられます。

医療機能・医療品質に係るものについては、救急車搬送数は、前年度に比べ367人の増であり、目標数値も達成できています。また、手術件数については、前年度に比べ230件の増ありますが、目標数値は達成できませんでした。

収支改善にかかるものとして、経常収支比率と医業収支比率ですが、100%を超えるほど健全とされていますが、ともに目標数値は未達となっています。

令和元年度経常収支は100.1%でしたが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、100%を下回っております。

令和3年度の経常収支は、令和2年度より少し改善していますが、これは、令和2年度に市の財政難から一般会計繰入が大幅に減少されたこととの相対的改善であり、本業での医業収支が改善しているとまではいえない状況です。

特に本業での収支状況を示す医業収支比率については、新型コロナによる受診控え等があり目標数値との差がでました。

収支状況の悪化要因としては、材料費の高騰がございます。

令和3年度の材料費比率（対医業収益）は31.6%で、類似団体平均よりも高い状況にあります。引き続き共同購入の推進等を行うことで、材料費の抑制に努めてまいります。

経費削減に係るものとして、新型コロナに対応する医療従事者に対する処遇改善等の影響もあり、人件費の対医業収益比率は高くなっています。

また、収入に対する委託費比率についても新型コロナウイルス感染症対応のための滅菌業務委託が大幅に増加したため目標達成には至りませんでした。

収入確保に係るものとして、1日あたり患者数は新型コロナの影響により大きく減少していますが、地域医療支援病院としての役割を果たすため、紹介患者を受け入れる方針を取っていることも要因として考えられます。患者数減少の一方、一人当たり診療報酬は高くなっており、改善のためには引き続き、全ての病床が効率よく運用できる体制を整えていく必要があると考えております。

経営の安定性に係るものとして、常勤医師数については、目標値を上回っており、当初予定通りの医師数は確保できています。

純資産額及び現金保有残高ともに増加しており、令和2年度に比べ、いずれも改善しています。

次ページのグラフは、類似団体（一般病院の300床以上400床未満）との比較したものです。

またその後ページに関しましては具体的に組み込んだ内容となります、のちほど、ご清覧ください。

アンケート調査について。

アンケート調査は、市立奈良病院で指定管理者である地域医療振興協会が外来患者と入院患者のそれぞれに満足度調査を行いました。

令和2、3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたので、令和元年度のもものが最新となっております。

設問事項が多数ございますので、医師、看護師及び総合評価などの視点から抜粋して紹介させていただきます。

まず、患者満足度調査の入院患者アンケート結果について、ご説明いたします。

実施は令和元年11月で、その期間に退院した患者を対象といたしました。

では、まず、全体評価からP15をご覧ください。

21. 市立奈良病院の評価は0～10のどれにあたりますか？

10が最高で、0が最低ですが、10が39.1%、9が18.1%、8が24.2%で、8以上で81.4%でした。

22. 全体としてこの病院に満足していますか？

大変満足 45.8%、満足 49.2% で併せて95%です。

23. 友人やご家族に市立奈良病院を勧めますか？

必ず勧める 38.5%、おそらく勧める 58.6%で、併せて97.1%でした

①看護師とのコミュニケーションについてですが、P13をご覧ください。

ここからはそれぞれの項目になりますが、一番割合が高かった評価のみ報告いたします。

【看護師によるケア】

01. 入院中、看護師はあなたに礼儀正しく対応しましたか？

常に礼儀正しかった 78.9%。

02. 入院中、看護師はあなたの不安や要望に耳を傾けましたか？

常に耳を傾けてくれた 74.7%。

03. 検査、治療などに関して、看護師はあなたが理解できるように説明をしましたか？

常に理解できる説明を受けた 69.5%。

04. ナースコールのボタンを押した後、看護師はすぐに来ましたか？

常にすぐに来た 45.1%、でした。

②次に、医師とのコミュニケーションについてですが

【医師によるケア】

05. 診察中、医師はあなたに礼儀正しく対応しましたか？

常に礼儀正しかった 85.1%。

06. 入院中、医師はあなたの不安や要望に耳を傾けましたか？

常に耳を傾けてくれた 80.9%

07. 検査、治療などに関して、医師はあなたが理解できるように説明をしましたか？

常に理解できる説明を受けた 77.5%。でした。

続いて外来患者アンケート結果についてですが、P17をご覧ください。

こちらの実施は令和元年11月で、その期間に各受付でアンケートを配布し実施しました。

01. 市立奈良病院の評価は0～10のどれにあたりますか？

10が最高で、0が最低ですが、10が17.9%、9が12.6%、8が28.6%で、8以上で59.1%でした。

02. 当院に満足していますか？

大変満足 17.0%、満足 66.1% であわせて 83.1%です。

03. 友人やご家族に市立奈良病院を勧めますか？

必ず勧める 21.7%、おそらく勧める 73.2%で、併せて 94.9%です。

③次に、医師とのコミュニケーションについてですが、ここからはそれぞれの項目の一番割合の高い評価のみ報告いたします。

【医師によるケア】

04. 医師はあなたに礼儀正しく対応しましたか？

常に耳を傾けてくれた 59.7%

05. 医師はあなたの不安や要望に耳を傾けましたか？

常に耳を傾けてくれた 52.5%

06. 検査、治療などに関して、医師はあなたが理解できるように説明をしましたか？

常に理解できる説明を受けた 54.2%でした。

①次に、看護師とのコミュニケーションについてですが

【看護師によるケア】

07. 看護師はあなたに礼儀正しく対応しましたか？

常に礼儀正しかった 45.9%。

08. 看護師はあなたの不安や要望に耳を傾けましたか？

常に耳を傾けてくれた 42.1%。

09. 検査、治療などに関して、看護師はあなたが理解できるように説明をしましたか？
常に理解できる説明を受けた。49.7% でした。

次に 設問13に飛びまして、受付から診察開始までの待ち時間についてですが、
予約なしの当日受診の患者様の場合、
「30分まで」が 18.2%、
「1時間まで」が 33.2% で併せて51.4% でした。

設問14 予約受診の患者の場合、
受付から診察開始までの待ち時間について
「0分から30分まで」の合計が 49.9%、
「30分から1時間まで」が33.9% で併せて83.8% でした。

なお、このアンケート結果は、入院については病院全体で集計したものを各病棟師長
へ報告して、問題がある項目については全ての病棟で改善するよう指導し、外来につい
ても全ての診療科に対して同様にいたしております。

また、病院職員が閲覧できる院内ポータルで結果を掲載し、病院職員で改善できるよ
う取り組んでおります。
以上でございます。

<質疑応答>

(座長)

ただ今の事務局の説明について何かご質問等ございませんでしょうか。

(会議出席者)

奈良市の病院を、公益社団法人地域医療振興協会に運営委託しており、会計として、
病院事業会計と病院会計があるということですね。

まず一つに、市立奈良病院が公益的な事業をするために、奈良市が一般会計から財政
支出をすることは当然だと思いますが、病院の赤字補填や経常経費の補助についても財
政負担しているのでしょうか。もし負担しているとすればそれはどういう理由でしょうか。

次に、病院の土地建物は奈良市所有ですが、奈良市として賃料は適正に徴収している
のでしょうか。

また、アンケートにおける市民の満足度について、入院患者は満足しているが、外来
の方はそれに比べて低いという結果ですが、その理由はどういうことでしょうか。

以上です。

(事務局)

まず、奈良市は、運営管理にかかる交付金や、国・県からの補助金をお渡ししていま
すが、赤字を補填しているということはありません。また、建設時の企業債に対する

償還として、毎年1億8000万ほど国に返済していますが、そのうちの4分の3を、地域医療振興協会に負担していただいております。

土地建物の賃借料については、いただいております。

(会議出席者)

赤字補填をしていないならそれで結構です。

企業債償還の4分の1は奈良市の負担になりますので、その分土地の賃借料をもらわないと、奈良市の財政としては負担になるかなと思います。

病院の会計について、数字ばかりでなく、もう少しわかりやすい事項を説明して欲しいなと思います。大きな金額は、その理由など法律で決まっているんでしょうが、そうでない部分については、市民に説明するにあたって、わかりやすく説明するよう、病院経営をお願いしたいと思います。

(座長)

質問させて頂いてよろしいですか。

この病院会計について、背景が見にくいということですが、4ページの市立奈良病院の連結損益計算書では、病院の状況を反映していないということですか。

(会議出席者)

反映しています。しかし奈良市全体の場合はどうなっているのでしょうか。

病院事業会計があって、病院があって、運営は外部委託していて、社会保険診療報酬がここに入って、個人の窓口負担はここに入っているとか、そういう点ですが、それは奈良市の経営じゃないですから結構です。

この決算書の中でも、いろいろ説明をして、市民にもわかるようにできたらいいなと思います。今回の資料には無かったので、別途ホームページなどで広報されているかもしれませんが、これはこれで結構です。

(座長)

1ページ目の表で、収益について書いていますが、奈良市病院事業会計と市立奈良病院会計と微妙に異なるというわけですか。

事業外収入などの内訳はどこに記載されていますか。

(事務局)

こちら1ページ目は、2ページ目以降の細かい表まとめたものになっております。その細かい表を、総務省の基準に従ってまとめたものが、1ページ目になります。数字の合計が一部一致しない項目はありますが、総額の部分では一致しています。

(座長)

4ページを見ますと、税引前当期利益は3億3397万円となっていますが、1ページ目の純利益の額と一致しています。しかし収入の各内訳については、よく似た数字であるものの、微妙に違いますよね。

(事務局)

そうですね。

円、千円、百万とそれぞれ異なる単位で表現されているものを調整していることによるずれが生じています。

(座長)

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

(会議出席者)

いつも病院にはお世話になっています。

本日病院で勤務されている方は来られていないようなのでお伝えいただきたいです。

私の質問は、令和元年度患者満足度アンケートについてです。

2020年以降のコロナ禍で、私どもの会員で認知症のご本人が、市立奈良病院に搬送され、新型コロナウイルスで亡くなりました。そのときの対応の素晴らしさについて、ぜひ病院にもお伝えいただきたいです。

ご主人が亡くなる直前に、看護師さんが携帯電話でご家族とのコミュニケーションをとってくださったり。また、ビニール等の対策をしなくてはいけないところの直前まで行って合わせてくださったり、ご家族が見ることができなかった最後の姿まで、写真や動画を撮ってくださって、その配慮に非常に感謝しているということをお伝えいただきたいです。

また、アンケートについて、主に利用者として申し上げてきたことは、医師、看護師がどうだったかということは、診療科によっても違うと思うので、その点を病院内部において、課題として挙げていただければいいかと思います。

あと、必ず否定的な回答をする方がいますので、この集計で突出した部分については、結構だと思えます。

(座長)

ありがとうございました。

病院の現場は、満足度が高いという印象ですね。そして、このアンケートの対象はどのように選ばれているのか、患者全体のどのくらいの比率を占めているのかがわかりにくいですね。

(事務局)

入院患者は昨年11月に退院された方に無記名で回答していただき、外来はそれぞれの診療科で回答をいただいたと伺っています。

(座長)

病院を運営するにあたり、このように自分たちの病院の現状をきっちり調査されることが、アンケートが国等からの義務でなければ、素晴らしい取り組みだと思います。

やはり働いている方の緊張感は当然高まるでしょうね。このようなフィードバックがあるということは大事で、今後運営していく上で、このシステムは非常に良い効果をもたらすと思います。19年度となっていますが、毎年、満足度がどう上がっていったのかを積極的に示していただけると、市民の方々の意見を反映する一番良いツールの一つになるのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

(会議出席者)

診療材料、医薬品、処方等への支出が大半を占めると思いますが、地域医療振興協会はいくつかの医療機関を持っておられると思いますが、共同調達はされているでしょうか。

(事務局)

共同調達により、安価に調達できるように努めていると伺っています。

(座長)

わかりました。ありがとうございました。

他にお願いします。

(会議出席者)

資料の1ページ目の一番下、なぜ病院事業会計と病院会計の二本立てとなっているのか、市民が納得できる説明をお願いします。

(事務局)

まず、市立奈良病院は公営企業ですので、公営企業法に定められていることが理由です。この奈良市病院事業会計は、市側にあります。

公営企業という性質上、どうしても採算が取れない事業は市から支援します。市は、病院の事業について、国から地方交付税を受け取っています。

それを病院にお渡しするパイプ役が、私たちの市が担っている仕事になります。

病院会計は、診療報酬や、医者の人件費など、病院そのものを運営している会計となります。

ややこしいですが、国から病院に直接、地方交付税を渡すことができない、病院事業会計を通さないといけないという法律になっているので、二つの会計に分かれています。

例えば、私ども行政の立場では、税金をいただいて、それでいろいろな事業を行います。水道事業や、病院を経営する場合は、別の会計においてやりくりをする。

例えば、市直営の病院の場合。医師や看護師も全て抱えて、薬品なども買ってということになるので、病院事業会計が全て担うこととなりますが、私どもの場合は、実質、地域医療振興協会が運営していますので、協会がどうやりくりをしているかが要点になる。

病院が国からお金を受け取る場合、協会が運営していることで直接受け取ることができない。その間に立っているのが病院事業会計となっております。

そのため、金額が重複する部分を整理したものがこの表でございます。

(会議出席者)

今の事に関連して、地域医療振興協会が、病院そのものの運営をしているわけですね。

これは市立奈良病院だけでなく、日本の様々な病院がそこに加入しているわけですね。

市立奈良病院は経営努力をして収益を上げていると思いますが、他には赤字の病院もあると思います。地域医療振興協会は全国にある赤字病院も運営していかないといけないのですが、他の赤字病院の運営も援助しているのではないかと。

そうであれば黒字である市立奈良病院単独で経営をした方が良いのではないかと思います。

(座長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

地域医療振興協会も全国様々な病院を経営しており、過疎地やへき地の病院も請け負っています。奈良市は、経営的に悪くはない地域ということ聞いています。

しかし過疎地・へき地の場合は、公立病院を設置しないと経営が成り立たない。医療体制を整備するには、公的資金を投入せざるを得ないという現状があります。よって、行政負担として赤字補填をせざるを得ない地域があるかと思っています。

ただ、原則として病院それぞれで経営していくこととなりますので、市立奈良病院は市立奈良病院としての収支、もちろん行政からの負担金も含めどのように経営を行っていくか、ということ踏まえてそれぞれで経営するというのが大前提になります。

それを全体的に取り仕切るのは協会が担うこととなりますので、協会全体としては、地域格差があるところに対してどういった形で支援するかという課題があります。しかし、お金の支援というよりは、人的資源における支援をしており、研修医を僻地・過疎地に派遣するなどのネットワークを持たれております。

医業間での取り組みはされていますが、市立奈良病院が他の病院の金銭的負担をするということは基本的にはないです。

(会議出席者)

協会に加入している病院全て合計して、全体で成り立つように分配しているのではないかと考えていました。

(座長)

今のご質問にあった不安点をまとめると、例えばこの市立病院が赤字になったときに、どうするかというルールは決められているのかというのが1点。

赤字になったら補填するのか。それとも自己責任で、赤字でも経営しなさいという事になるのか。

もし全国の病院が、赤字でも経営しなければならないという契約で、行政から委託を受けているとすると、協会全体としてはやはり赤字病院があれば補填しないと、病院が潰れるのではないかとということです。そこを明確にした上で、全国の病院のうち、公立病院はそれぞれ自己完結で経営していますという回答をする必要があると思います。それであれば、この不安は払拭されないと思います。

なぜこの話をするかというと、我々医師会も様々な受託事業を行っていますが、やはり赤字という不安が常に伴います。

行政のために頑張っているけれども、やはり契約なので、赤字がどれくらいあるかという点を明確にしなければなりません。

やはり公的病院というのは、市民のために貢献する。赤字の部分はあっても、そこはあえて行って。よく政策医療と言われる部分で、民間の病院でなかなか手が出せないところを、公的病院だからこそ担って貢献するっていう考えです。そうするともちろん赤字も出てきます。

全国の病院が、こういう部分を明確にすると、みんな安心して委託できますね。

(会議出席者)

柳生診療所など、地域医療の運営についても大変助かっています。地域における赤字運営の病院について、協会はどのように運営しているのかと思いました。

(座長)

奈良市は都会ではあるけれども、柳生などの地域もあります。地域医療振興協会に委託しているからこそ運営してくれているという面もあるし、その辺りは市とは良いパートナーかなと思っています。

(会議出席者)

もちろん事業者は入札で、条件を整理して決めていると思うし、運営が厳しい部分は翌年度予算で見直して欲しいというような話になっているかと思います。

他の事業なども含め、奈良市の委託はとても効率的で、例えば保育園もほとんど委託。それから包括支援センターもそうですね。予算をきっちり組んで赤字が出ないようにしているのだと思います。

(座長)

他にいかがでしょうか。

(会議出席者)

資料の2ページ目は、看護学校や、柳生診療所なども含まれているのでしょうか。

(事務局)

まず東部山間の5診療所について、これも指定管理で、地域医療振興協会に委託しており、それぞれ指定管理料を支払っています。

看護学校も地域医療振興協会が運営しておりますが、授業料や入学金などは病院事業会計で収入し、それをお渡ししています。また看護学校で働いている先生方や、管理運営費についての維持管理については、地域医療振興協会が負担しております。

また、奈良市の土地に、地域医療振興協会が建物を建てています。

(座長)

指定管理という制度はご存じでしょうか。

指定管理というのは、企業などが、自分のところでいくらの収益をあげて、いくらの経費がかかるから、これだけの利益になるなということで応募するわけですから、一番安いところが選ばれる可能性が高いですが、もちろん内容の精査はあります。

そして、仕事も良くて、安い値段で引き受けてくれるところに運営を任せようという仕組みです。

それぞれ企業などは予算を立てて立候補したけれども、コロナという情勢もあるため、結果的に赤字が出てしまったという場合は、やはり市としても、何か対策を考える必要があるのではないかと思います。

次に進めたいと思います。

事務局お願いします。

■議題3 令和4年度事業進捗状況について

(事務局)

続きまして、市立奈良病院での令和4年度事業の取組み状況でございます。

資料P23に挙げさせていただいております。

まず、(1)診療機能の強化・維持についてでございます。

①の医師等の増員でございますが、医師につきましては昨年3月末日と比較して、本年2月末現在、医師2名、歯科医師2名を増員しております。

また、血液・腫瘍内科が令和5年4月より常勤医師1名を採用見込となっております。医師数の増加だけでなく常勤医師の割合を増加させ診療機能の強化・維持を図りました。

看護師、助産師につきましても年度当初に新たに合わせて52名を採用することで診療体制の強化・維持を図りました。その結果、令和5年1月時点での常勤看護職員が315名、臨時が36名、合計351名となりました。

医療技術職についてでございますが、年度初めに診療放射線技師、管理栄養士・臨床工学技士について各1名を採用しております。

職員の年度ごと推移に関しましてはP11の市立奈良病院の推移の下表4の職員数の推移を参照して頂ければと思います。

次に、医療機器についてですが、令和4年4月に低侵襲(ていしんしゅう)ロボット(da Vinci Xi (ダビンチ))支援手術対応機器の導入・整備が終え、スタッフの研修も終了したことで、消化器外科・泌尿器科領域で稼働開始しました。

6月救急・集中治療科常勤医師を1名増員しER機能の強化を図りました。

コロナ渦の影響もありますが、月平均救急搬送受入数：月平均341.8件から411.4件と約3割増の受入れを行える体制を取りました。

次に(2)建物等整備について、

①の透析室整備についてですが、これまで個人用透析装置を用い、病室別に必要な機材、人員を配置していましたが、新たに透析室(維持透析は対象外)を設置し、一カ所に集約することで効率よく診療が行え、より多くの救急・入院診療が受入れできるよう、10月に、「透析室」(5床)を設置し11月より運用を開始しました。

②の患者支援センターの整備についてですが、一元的な患者支援を行うことを目的に入退院支援課・地域医療連携課・患者相談課からなる組織として設置した患者センターについて、より効率的な運用を推進させるため、現在の分散配置ではなくセンターとしての拠点となるエリアを確保する計画で、現在はその手法の検討を行っております。

③病院全体の空調設備見直しについては、現在、空調設備工事期間を1月～3月として進めており、工事完了次第、運転を開始する予定となっております。

次に（3）看護専門学校の運営と（4）診療所の診療支援についてでございます。

ともに市立奈良病院の指定管理者である地域医療振興協会に委託し、運営を行っております。

引き続き、看護専門学校の学生教育にかかる部門運営と、本市の東部にある柳生診療所、田原診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所及び興東診療所の診療支援を行い、地域住民に対する安定した医療の提供を行っております。

■議題4 市立奈良病院経営強化プランの策定について

（事務局）

先程、議事（2）で「市立奈良病院新改革プラン」の実施状況についてご説明させていただきましたが、この新改革プランについては、公立病院の経営改革に向けた経営効率化や再編・ネットワーク化を進めることを目的として、平成27年3月31日付の総務省自治財政局長通知で「新公立病院改革ガイドライン」の策定が示されたことを受け、平成28年度に策定したものです。

しかし、それ以降も全国的に多くの公立病院においては、医師・看護師の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化により、厳しい経営状況に直面し、依然として持続可能な経営を確保しきれない病院が多いという実態があります。

また、3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症対応では、公立病院が中核的な役割を担っており、感染拡大時の対応において公立病院の担う役割の重要性が改めて認識されたのですが、一方で病院間の役割分担の明確化や最適化、医師・看護師の確保などの取り組みを、平時から進めておく必要性も改めて浮き彫りになりました。

さらに、医師の労働環境改善と健康確保を目的に、いわゆる「医師の働き方改革」として長時間労働の制限を行う取り組みが令和6年度から開始されることを受けて、今後は医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、より厳しい状況が見込まれています。

そこで、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を重視し、新興感染症の感染拡大等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化して行くことの重要性が指摘されています。

地域に必要な医療提供体制を確保する上で、機能分化や連携強化、医師・看護師確保への対応などにより、公立病院の経営強化を推進するため、令和4年3月29日付の総務省自治財政局長通知で「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強

化ガイドライン」が示されており、経営強化に必要な取り組みを記載した「公立病院経営強化プラン」を、令和4年度または5年度中に策定することが求められています。

このような状況があり、本市においても「市立奈良病院経営強化プラン」の策定作業を現在進めているところですが、本日は現時点での素案を別添資料の通りお示しさせていただきました。

経営強化プランを策定するにあたり、総務省が示すガイドラインには、プランの計画期間を「令和9年度まで」としており、プランを構成する内容としては「役割・機能の最適化と連携の強化」「医師・看護師等の確保と働き方改革」「経営形態の見直し」「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」「施設・設備の最適化経営の効率化等」の6項目について、地域の実情を踏まえつつ、必要な取り組みを記載する旨が示されています。

基本的には、奈良県内の医療提供体制の将来像を示す「奈良県地域医療構想」を踏まえたプラン策定の必要があるという点は、以前の「新改革プラン」と同じですが、「新改革プラン」と大きく変わっている部分は、「医師・看護師等の確保と働き方改革」や「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」などの項目が新たになら含まれている点です。

今回の素案では、令和6年度から令和9年度までを計画期間とし、国のガイドラインに示されている6つの項目に関し、市立奈良病院での現在の取組内容を整理した上で、今後の取り組みについて方向性を示していますが、現在でも市立奈良病院は急性期病院としての役割を担っているだけでなく、地域がん診療連携拠点病院や災害拠点病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院などの体制を整備していること、地域医療支援病院としてかかりつけ医等を支援する役割を担っていることもあり、奈良県地域医療構想や奈良県保健医療計画に基づき、将来にわたっても引き続きその役割を担っていく必要があるものと考えています(4～8ページ)。

また、「医師の働き方改革(12～16ページ)」への対応については、一般的な医業に従事する医師の時間外労働の上限水準であるA水準(年960時間/月100時間未満)の取得を目指し、宿日直許可の再取得やICTの活用、タスクシフト・シェアの推進を進めることを示しているほか、「新興感染症への取組(17～18ページ)」についても、これまで新型コロナ陽性患者受入病院として対応してきた経験を活かし、新興感染症の感染拡大に備えた体制整備を強化していくことを示しています。

強化プランに示す対応方針については、地域医療構想に関する奈良県の会議において、病院側から報告を行っており、高度急性期及び重症急性期で質の高い医療を目指す点や、病院連携で顔の見える関係を構築していく旨の説明をされたところ、総務省の方向性に合ったものとしてご意見をいただいています。

ただし、例えば新興感染症への対応については、新型コロナ入院病床の確保に関する国の方針が今後見直されることもあり、今回の素案全体について、もう少し状況をみながら推敲を重ねる必要はあると考えていく予定です。

本日は、皆様にご覧いただき、お気づきの点などあれば、後日でも結構ですのでご意見いただければと考えております。

<質疑応答>

(座長)

ありがとうございました。

それでは、事務局の説明について、何か質問ございましたら、挙手してお願いいたします。

(会議出席者)

施設の最適化について質問です。

今年度は空調システムの改修がありますが、改修の順序はどのように決まっていくのでしょうか。また、改修が必要となった理由は何でしょうか。社会的な情勢もあるのでしょうか。

(事務局)

もともと設備は存在していましたが、最近のコロナ禍の影響もあって、換気の頻度が上がっており、以前よりも寒暖がはっきりするようになったという現場の声があり、機能強化をするため、整備を進めています。

(会議出席者)

わかりました。

そういうことから言いますと、コロナ禍もあって入院施設に見舞いにも行けない状況だと思います。そんな中で、全国的に、病棟にWi-fiを整備する流れがあります。

市立奈良病院では、Wi-fi使用可能な病床はゼロではなく、特別料金を払う個室だとか談話室にあるけれども、特別料金のかからない部屋でも使えるようにしていただきたいと思います。

(座長)

検討はされていますか。

(事務局)

現在検討中です。

(座長)

今の意見を反映して、改善いただければと思います。

(会議出席者)

関連して、今、電気代やガス代が非常に高騰していますよね。

どこの施設でも電気代が2・3倍になっている。節電の考えはありますか。

それともう一つ、我々民生委員にとっては患者支援センターが重要で、お年寄りが増えてきている中、老老介護の方などが通院に困っておられます。

そんな中で、退院時に、何か相談ができるようなところがないかという声があるので、検討をお願いします。

(座長)

事務局いかがですか。

(事務局)

病院も、光熱水費の高騰というのは、非常に頭を悩ませており、節電には心掛けていますが、医療機関ですので難しい部分もあります。

空調の工事が節電に直接繋がっているかということ、それはわからないですが。

(座長)

機械は新しくすると省エネ効果はあると思いますけどね。

奈良市において、関西電力から一般の電力会社に契約変更したらずいぶん安くなったという話を聞きましたが、今はどうなっていますか。

(事務局)

何年か前に、電力の自由化があり、公的電力、いわゆる昔からの地方の電力会社以外に、民間の会社ができるようになりました。奈良市も入札によって、民間の電力会社と契約する施設がありましたが、去年あたりから、ロシアのウクライナ侵攻で、原油価格の高騰の影響もあり、民間の電力会社の運営が厳しくなってきました。そんな中、今年に入り、学校が契約している電力会社から、途中で解約したいという申し出があり、電力会社が違約金を払って解約するという事象も出てきました。

(座長)

電力会社が市に違約金を払ってですか。

(事務局)

電力会社から、複数年契約の期間途中で、解約したいという申し出がありました。継続性に問題があったようで、今はまた元の関西電力と契約することで、学校の電力供給は続けることができています。

契約単価はかなり上がりましたが、その分は前の契約会社からの違約金で何とか補填できているようです。

病院に関しては現在検討中です。

(座長)

自由化になって恩恵を受けることができるかと思ったら、この分野はコロナ禍において逆行しているという事は、新聞紙上にも載っていましたよね。

新電力の経営が大変だということで、撤退が相次ぎ、結局市は関西電力との契約に戻りましたが、違約金で補填できたようなので、仕方ないかと思います。

(事務局)

この時期に、また新電力との契約を考えても、なかなか応募をしてくる会社がないのではないかという状況です。

(会議出席者)

私は、去年の9月に、血液腫瘍内科で治療を受けました。

この診療科が2021年から新しく始まったおかげで、私は一人暮らしですが、生活圏内で治療を受けることができます。

しかし、遠く離れているところでは治療を受けることができません。

病院の経営のこともあるし、病気の種類にもよりますが、市民がどのような病気になっても受け入れてもらえるような病院にしてもらいたいと思います。

以前手術を受けた際にも、アンケートに回答しているかと思います。

入院したときは、治って帰るので、すべてを良く書きます。

入院して死亡した人はアンケートを書けないため、入院した人が悪い内容を書く事は少ないだろうと思います。

私は、外来ではアンケートを書いたことがないですが、まだまだ自分が治るか治らないか不安なので、アンケート結果では無難な答えが出てくるかもしれません。

ぜひ市民が安心して医療を受けることができる病院にしてほしいです。

また市立奈良病院に血液内科、腫瘍内科がある事について、町のお医者さんが知らないことがあります。

それで治療が遠回りになる人もいるみたいで、そのあたりの情報を、確実に広報してほしいなと思います。

(座長)

ありがとうございます。

市立奈良病院に血液・腫瘍内科ができたという事を、市立奈良病院の院長、担当の先生が、医師会に来られてご説明いただきました。その事について我々医師会も会員に報告していますが、やはりまだ十分に行き届いていないという印象を持ちました。

我々も完璧に伝えるということが非常に難しく、例えばFAXに重要と書いて通知しても、何人が読んでくれているのか、やはり時間も必要だと思います。

それが広報の問題で、もう一つはその科の問題ですね。

患者さんからすれば全く仰る通り、何でも揃っていればいいなという思いがある反面、病院の働き方改革、人的資源の問題ですね。全病院が全部受け持つという時代でなくなっています。

先程お話のあった地域医療構想というものは、地域全体でバランス取って医療を完結しようという考え方で、今まで一つの病院単位で完結していたものを、地域全体で解決しようという考えに進んでいます。市立奈良病院で無い科目があれば、申し訳ないですが、地域の他の病院を活用するということを考えていただけると非常に助かります。

理想はそうですが、また実現には難しい課題があります。それは、この地域医療構想を成功させるためには、在宅医療というものが欠かせないということです。

はじめは病院単位で完結しようという考えで、急性期と慢性期をどうしたらいいかというような始まりでしたが、全医療というのは、病院だけで完結するのではない。

そんな中、在宅医療を行うにあたって、奈良県立医科大学に、在宅支援をする部門ができました。それを聞いたほとんどの医師は、大学病院で在宅医療とは何事だと捉えま

した。しかしそれは、病院で在宅医療を行うということではなく、在宅を行う医療機関を支援するというものでした。科を増やすことも大切ですが、市立奈良病院もそのようなプロジェクトをしっかりと行くと、奈良市の地域医療構想も良いものになると思います。

他にいかがでしょうか。

(会議出席者)

25ページ看護学校の卒業生について、市立病院への就職が35名で、23ページの令和5年4月に看護師の採用が52名ということですが、35名はその中に含まれているということですか。

(事務局)

そうです。

(会議出席者)

そうですね。

でないと合わないですよ。

その前の11ページに毎年の職員数が書いてありますが、そんなに増えていないです。ということは、辞める人など入れ替わりがあって、毎年そのくらい採用しないといけないという捉え方でいいですね。それで働き方改革がうまくいくのかなと思います。

残業時間を100時間未満にするように頑張りますという話がありましたが、社会保険労務士として、一般的な会社が、残業時間月60時間になったら、監督責任を問われる大変な事態なので、お医者さんは特別なのだなと思いました。しかし命に関わる仕事ですからね。

患者さんを目の前にして私は帰りますということもできないので、相当努力をしないと働き方改革への対応は難しいと感じます。

(座長)

事務局いかがですか。

(事務局)

看護師につきましては、様々な事情で年間10人程の退職者があります。よって、それを見越しての採用ということになります。

あと、働き方改革につきましては、月100時間まで、年間960時間までの残業となっています。実際、先生方も、日勤だけではなく、夜間の当直や日直もあり、また待機時間も労働時間に含めるということになっていますので、それらをどのように整理するかという課題があります。

また経過措置として、病院の形態や、研修医の受け入れを実施しているかなどが考慮されるようですが、それらを踏まえても、やはり働き方改革への対応は非常に厳しい状況です。

(座長)

大変ですね。我々が現役の時代はこの3倍以上働いてきました。

この働き方改革を見てみると、このルールでないとやっていけないのであれば、我々はとっくに生きてないなと思うような若い時代を過ごし、私も月13回程の当直で、家にはいついたのだろうというような感覚でした。

ほとんどの国の制度は、その切り口だけで見ると、成立しているけれども、全体を見ると矛盾していることもある。

例えば、女性の社会進出にしても、家でお年寄りの世話をし、夜は子供の世話をし、社会では社長を目指して頑張ろうと、それぞれが正しい事ですが、全部やっていたらとてもじゃないけど、働き方改革とどう整合性取るかという内容になると思います。

ここで、我々も直面している問題として、休日夜間診療所にも該当することですが、今まで各病院からの協力で医師の先生に診ていただいてきたけれども、何らかのルールを作っていないと、同じように診察はできません。

医師として言うと、例えば時間を短く見せるために、実働時間だけを見て、それに対して対価を支払うと言われたら大変な事になります。つまり、一晩の当直で、患者さんの診察時間は30分程度です。それで労働時間は30分だけという扱いとなると、とんでもない話で、様々な視点で見ていくと、きっちり対策を考えていかないと、当直を行う病院が0になるんじゃないでしょうか。

済生会でも毎晩当直をやっておられるでしょうから、そういう中で案を出し合って、きちんと成り立つルールにしていけないと思います。私からも、奈良市においては、非常に働きやすい、しかも市民にとって良い医療政策をお願いしたいと思いません。

他にいかがでしょうか。

それでは、続いて、議事の5番目その他について、状況の報告がありましたら、

■議題5 その他

(事務局)

市立看護専門学校の状況について、報告いたします。

資料P25の市立看護専門学校の状況の表をご覧ください。

1. の学生数（男女別）をご覧ください。

令和5年1月1日現在の学生数は112名です。

2. のオープンキャンパスをご覧ください。

今年度の学生募集に関しましては、オープンキャンパスを7月と8月に合計4回実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの第7波の感染拡大の影響により、残念ではありますが中止し、本校ホームページにおいて「Webオープンキャンパス2022」として、校長のあいさつをはじめ学校の概要等を掲載し紹介いたしました。

3. の入学試験実施状況をご覧ください。

入学試験は、推薦入学試験、社会人入学試験、一般入学試験（専願）、一般入学試験を実施しました。

募集人数40人のところ80人の応募者があり、当日受験した人数は78人でした。試験の結果42人を合格者とし、令和5年4月入学の11期生として迎えることとなります。

4. の令和3年度卒業生の状況 をご覧ください。

昨年、令和3年度に卒業した卒業生の状況は、卒業者42人皆が国家試験合格となり、市内就職者は37名であり、市立奈良病院への就職者数は35名でした。

本年の看護師国家試験は2月12日に実施され、合格発表は3月24日に行われる予定です。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今年度も昨年度に引き続き、実習施設の受け入れが一部見送られることもありましたが、市立奈良病院で実習受入を行い、生徒たちの効果的な学びに寄与しました。

市立看護専門学校の様況についての報告は以上となります。ありがとうございました。

<質疑応答>

(座長)

この点につきましては、何かご意見、ご質問ございましたら。

(会議出席者)

すごい合格率ですね。以前委員をさせていただいていた時は98%という報告で、他校に比べていいですねと申し上げました。

(座長)

実際、看護師を目指すには、看護大学や看護専門学校において、相当な努力をしないとけない。

私も県の試験を担当しておりましたから、大変さは理解しています。まず募集から始めて、実習の確保などをきっちり行うことによって、良い人材が供給される。

他にいかがでしょうか。

特になければ事務局の方、お返ししたいと思います。

■閉会

第32回 市立奈良病院運営市民会議における質問（未回答分）についての回答

【会議出席者】

- ・奈良市一般会計から、市立奈良病院の赤字補填や経常経費の補助の有無について

⇒ありません。

原則として「市立奈良病院の管理に関する基本協定書第5条」、「市立奈良病院運営交付金交付要領」に従い、奈良市一般会計から市立奈良病院に、病院に関する交付税措置分を運営交付金として支払っています。

- ・市立奈良病院の土地・建物の所有者である奈良市が、公益社団法人地域医療振興協会から賃料等徴収しているか

⇒徴収していません。

（「市立奈良病院の管理に関する基本協定書第8条第1項」）

- ・公益社団法人地域医療振興協会との契約において、市立奈良病院の運営が赤字となった場合について、どのような取り決めがあるか

⇒公益社団法人地域医療振興協会は、病院に係る利用料金を収入として、また奈良市一般会計からの運営交付金を受けて運営することとなっています。

（「市立奈良病院の管理に関する基本協定書第5条」）

しかし、市立奈良病院は「公立病院」となりますので、政策医療など不採算分野も担う必要があります。このことについては、費用負担等は奈良市と公益社団法人地域医療振興協会の協議により定めることとしています。

（「市立奈良病院の管理に関する基本協定書第20条」）

なお、市立奈良病院の経営状況については「管理運営協議会」を設置し、協議することとなっています。

（「市立奈良病院の管理に関する基本協定書第19条」）